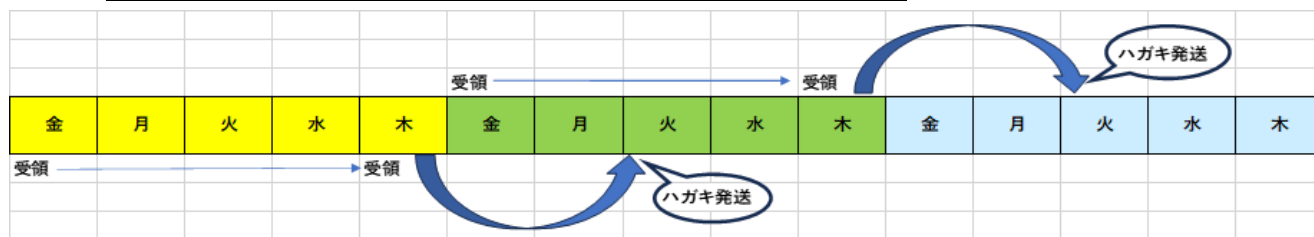


◆◆令和8年10月1日から窓口受付等が変わります◆◆

1. 農地法第4条・5条の転用届の受理及び受理通知の交付



※受付時間は午前8時30分～午後4時30分（正午～午後1時は受け付けていません）

2. 農地法第4条・5条の転用届の受理通知の交付について

届出が提出されてから、概ね10日程度で「受理通知の交付について」のハガキを、届出人欄に記載されている方宛てに普通郵便で発送いたします。受理通知はハガキに記載のある「持参するもの」を持って、農業委員会事務局窓口へ直接取りに来ていただきます。



受理通知の交付は、届出を提出されてから概ね2週間程度かかります。お手元へのハガキの到着は、郵便事情によっても異なりますので、手続きは余裕をもって行ってください。



「決済に間に合わないので急いで欲しい」という個別の事情には対応できません

3. 農地法第4条・5条の転用届以外の届出等については、事前にご連絡ください

農地法第4条・5条の転用届以外の届出等の提出につきましては、あらかじめ電話でお問い合わせいただいてから、来庁いただくようお願いします。届出の内容について、確認や説明等にお時間を要することが多いため、窓口でお待たせしないようにするための対応となります。そのため、窓口では、事前連絡のあった方を優先いたします。

【事前に連絡が必要な届出の例】

- ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
- ・相続税の納税猶予に関する適格者証明書
- ・農地法第3条の規定による許可申請書
- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書
- ・農地法第18条第6項の規定による通知書
- ・引き続き農業経営を行っている旨の証明書（納税猶予3年ごとの証明） など

4. 農地法第4条・5条の転用届受理証明は翌日以降の発行になります

過去に転用届を受理している旨の証明については、下記の書類が必要です。

- ・土地の情報（全部事項、公図）※3か月以内のもの。インターネット取得も可
- ・代理人の場合は委任状（土地の表示、使用目的の記載があるもの）

証明願は一旦お預かりし、後日ご連絡しますので、窓口まで取りに来てください。窓口での他の相談業務を優先するための対応となりますので、ご理解ください。

問い合わせ先

日野市農業委員会事務局 042-514-8456

月曜日～金曜日 8:30～17:00 ※正午～13:00 は受け付けていません